

有機体図書館 — 人が公共図書館を育てる —

山 浦 美 幸 須 田 智 里
Yamaura Miyuki Suda Chisato

抄録：現在、公共図書館を、どう経営していくのかについては、答えが見えにくくなっている、公共図書館を利用者の視点から見ることで、公共図書館の本質が見えるのではないか。ランガナタン博士の五法則にある「有機体図書館」をヒントに“読書する人”の視点から公共図書館の向かう先を提示した。

キーワード：有機体図書館 公共図書館 利用者 読書 ランガナタン五法則 読書推進

1. はじめに — 公共図書館の現状 —

経済状況の悪化に伴い税収入が落ち込んでいる昨今、行政は今までと同じ運営では立ち行かず新しい行政スタイルを模索している。特に事業仕分けという言葉がもてはやされ、無駄という視点での見直しが進んでいる。そんな中で公共図書館も少ない負担でサービスが充実することが目標とされ、無駄の最たるものとして人件費が語られ、運営を民間に任せたいほうが少ない予算でまかなえるのではないかと検討する自治体も出てきている。

しかし予算が現在より潤沢だった時代にも公共図書館の多くは、図書館法にうたわれているような人的配置¹ができていないのである。専門職としての司書が正規の職員で配置されている図書館は数えるほどである（表1）（図1）。すでに目標を達成していない現状をより少ない予算で打開することが果たして可能なのか。

また、図書館経営以前にすべての市町村に公共図書館が整備することすら、達成できていないのである（表1）（図2）。

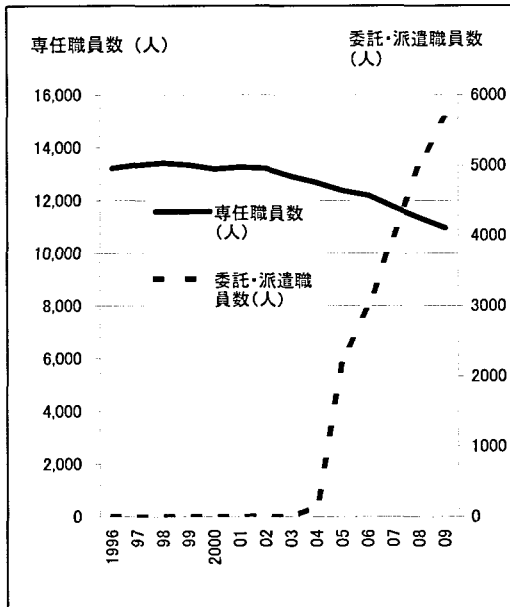
公共図書館を設置し、運営する立場の各自治体の首長も、図書館に対する明確なビジョンを持ってあたる例は希である。公共図書館が健全な発達を図るための、基本となる経営指針は、平成13年文部科学省告示の「公共図書館の設置及び運営上望ましい基準」である。²これは、果たすべき義務ではなく目安で、幅広い解釈が可能な表現のため、達成目標が設定しにくい。この曖昧さのため、公共図書館のあり方を分かりにくくしている。

(表 1) 公共図書館(市・区立、町村立) 経年統計

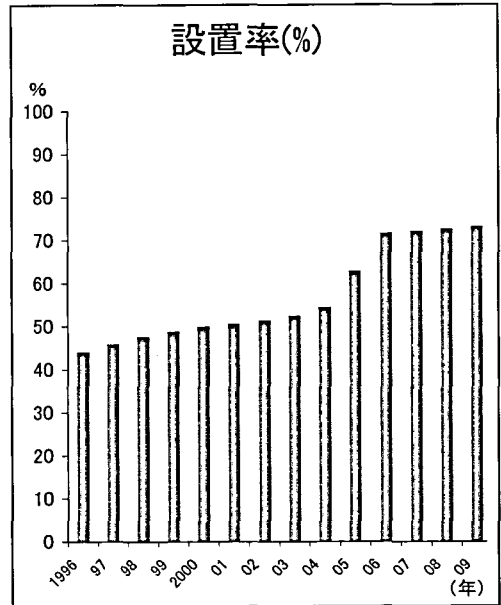
* 「日本の図書館 統計と名簿」 日本図書館協会 1995～2009 各年版より抜粋し、作成

年度	1996	97	98	99	2000	01	02	03	04	05	06	07	08	09
設置率(%)	44.1	45.9	47.7	48.9	50	50.6	51.5	52.5	54.5	62.9	71.7	72.2	72.7	73.3
専任職員数(人)	13,218	13,344	13,426	13,349	13,196	13,259	13,210	12,917	12,680	12,373	12,193	11,753	11,334	10,957
委託・派遣職員数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	151	2,257	2,966	4,012	4,995	5,654
人口当の資料費 決算額(円)	293	295	287	284	280	296	285	271	264	246	236	233	-	-

(図 1)



(図 2)



公共図書館の具体的なあり方が不明瞭な反面、公共に限らず、図書館に関しては一般的に知的なイメージが持たれており、積極的に利用している人でなくても、肯定的に捉えられている。図書館など必要ないと断言する人は少ないのである。

図書館を考える際、“生涯学習の拠点”、“暮らしを支える”、“情報化社会に対応する”といった、何をもちその目的を達成するのが分かりにくいスローガンが掲げられる。³ 雰囲気は伝わるものの、図書館としてどういったサービスをしていくのか、住民がどう図書館を活用していくのが明確になりにくい。

このように、図書館の存在も、経営も、利用も、曖昧さに包まれ、図書館に関わる人々の、図書館、ひいては本や読書に対する好感度に助けられて、曖昧なことに問題意識もなく、公共図書館は存在してきている。

そんな中で、図書館は“無駄”というキーワードで議論され、その存在意義をも揺るがす事態に陥りつつある。図書館はいったいどこへ向かったらよいのだろう。“無駄”という概念は不確かなものである。無駄と言う言葉は利害関係と深く結びついている。自分の興味のないことに対して必要性を見出すのは難しい。図書館の利用者であっても公共図書館の存在意義について意識している人は限られるであろう。

ところが無駄を洗い出すのは事業仕分けに象徴されるように政治判断であったり、経営している行政の判断であったりする。となると図書館を利用している人の判断とも実際現場で図書館を支えている図書館員の実感とも離れた結果が出る可能性が高い。

一方、運営する自治体の多くが財政難であることも忘れるわけにはいかない。図書館も限られた予算で何を優先するかを考えなければならない。税金の無駄遣いといった視点と向き合うには、図書館が存在することがあたりまえといった前提での経営の工夫以前に 公共図書館がなぜ必要かという根源的な問題が突きつけられているのではないか。この点が抜け落ちたまま、より税負担の少ない図書館経営を模索しても、図書館の未来は開けない。

そこで、今回、図書館を使っている人の視点で公共図書館を考えてみる。

2. 図書館を使っているのは誰か

図書館を使っている人を、図書館では利用者と呼んでいる。以前は利用者といえば、本を借りる人のことであったが、現在は利用者＝借りる人ではない。そのため、利用者像がつかみにくく、利用者のニーズを把握することに重きが置かれていない。

そこで、図書館来館者をタイプ別に4つに分け、利用者像を明らかにしつつ ニーズを洗い出してみる。

① 図書館で過ごすことが目的の滞在型

滞在型の利用者が必要とするのは、落ち着ける空間であろう。空間といっても、部屋ではなく、時間を気にせずにいられる場所である。

例えば、通路脇におかれた椅子など、座れる場所である。その座れる場所も、職員の視線に絶えずさらされるような配置では滞在型の利用者にとって居心地の良いものにはならない。

また、いくら座れるからといって時間制限が設けられることの多いコンピューター席などは代用にはならない。反対に落ち着けるからといって喫茶ができることまで視野に入れるのは、一般的な公共図書館が果たす役割を超えていると考える。特別な役割を果たす目的で計画に入れることはあっても必要不可欠な設備ではない。

② 本や視聴覚資料などを借りることが目的の貸し出し型

貸し出し型の利用者には2つのタイプが考えられる。ひとつは読みたい本を事前に決めて来館するタイプ。もうひとつは来館してから探すタイプである。

読みたい本が決まっている場合は蔵書検索機が有効なことが多い。目指す本が所蔵されているかどうか比較的簡単にわかるからである。ただこの際、書名や著者などの検索語を正確に入力する必要がある。単純な入力ミスや記憶違いなどは検索結果に誤差を生じさせる。そのため、蔵書検索機と図書館員のレファレンスをバランスよく使う工夫が必要になる。

読みたい本を決めずに来館する利用者に対しては、図書館が配架の工夫をすることで利用促進に功を奏する場合がある。書店のポップと同じで、部分的に目立たせることで足を止めてもらう可能性が生まれる。

本の選択肢は多いほうが良いと思われがちだが、明確な目的意識がない限り、選ぶことに喜びを感じて選んでいる人ばかりではない。図書館員は意識的に選ぶことが負担になっている利用者にも目を向けたい。

③ 調べ物をする調査研究型

以前は、調査研究をするのは、ごく一部の専門家に限られていたが、自己責任型への社会の変容が、自ら調べ判断しなければならない局面を増やし、調べることが特別なことではなくなってきた。

また 情報化社会に対応する目的で紙ベースのものだけでなくインターネットや有料データベースを利用することも調べることとして認められてきた。このため図書館にある情報源が“資料”から“情報”という言葉に置き換えられ使われている。インターネットは、即時に最新の情報が得られるという点で力が発揮されている。

しかし図書館の“情報”が、時代を超えて保存されていくべきであることを考えると、資料が現在に集中しすぎるのは図書館としてのバランスを崩す危険性がある。過去にもベストセラー本に予約が集中しすぎて、待ち時間が長くなったことがあった。その対策として予約人数にあわせて副本を準備したため、図書館が著者の利益や本の流通業界の利益を侵害しているとして論争を呼んだことがある。同じように情報の新鮮さばかりが重視されすぎると、単なるインターネットカフェ化が問題になってくるのではないか。極端な偏りを持たせず幅広い選択肢を提供できる蔵書構成と、他館での所蔵を含めた情報提供が調査研究することへの支援といえる。

④ 図書館の講座を受けたり試験勉強をしたりする学習型

学習型が必要とするのは 学習室や会議室などの書架を置かないスペースである。

しかし 新設される図書館は学習室を設けない館が増えている。図書館は試験勉強をする場ではなく調べる場所であるという認識の広まりと、図書館が十分なスペースを確保できないことが理由であろう。

試験勉強のためであろうと、自ら図書館へ出向き図書館を使っているのである。この体験は図書館を肯定的に捕らえる基礎を作る。図書館が住民の一生に添った施設だと考えると、未来の利用者を育てる場でもある。このことを考慮にいと、学習室のスペースを設けることは

無駄なことではない。

また、図書館主催の講座や自主講座などで使われる会議室も、必要性を疑われやすい立場にある。学びとしての場の提供だけでは公民館などの施設との違いが出ない。利用者も図書館員も場の提供にとどまらず、図書館活用の一翼を担う意識と工夫が求められる。

以上のように図書館を使っている人たちをタイプに分けると図書館への全体的な要求は見えやすくなる。図書館へ来る人は図書館に何らかの価値を見出した人である。それを踏まえたうえでバランスのとれた対応をして欲しい。また公共図書館は簡単に建て替えができない施設である。目先のことばかりにとらわれず、長期的展望にたって判断することが重要である。

3. 読書する人と公共図書館

図書館の利用者は、来館者として捉えると同時に読書する人として捕らえることができる。この読書する人は、“買って読む派”と“借りて読む派”に分けられる。

ところが今まで図書館は既存の来館者だけに注目するあまり、買って読む派について考えてこなかった。そのため、図書館は同じく読書を楽しんでいるのに、買って読む派を利用者として取り込めていない。図書館は、たくさんの人に利用して欲しい施設である。近年は、貸し出し冊数ばかりでなく来館者数を、図書館の利用状況を判断する材料にしようとする動きも出てきている。

しかし図書館が活用されている目安として貸し出し冊数が重要な判断基準とされていることを考えると、読書している人に来てもらえないのはもったいないのではないか。

では買って読む派が読書しているのに、図書館を利用しないのはなぜか。理由は買って読まないという自由が利かないという感覚であろう。線を引く、書き込みをする、何度も読み返すなどのことが、買って手元があれば気が向くままにできる。借りた本はそんな融通が利かない。

また、図書館では必要なときにすぐその本を手にとることができるという保障はない。それでも買って読む派を取り込む余地はある。

買って読む派に図書館を利用してもらおう手立てのひとつは、絶版などで購入できない本でも図書館なら提供できる点を知ってもらうことである。所蔵していない本でも、図書館間の相互貸借で他の図書館から借りて利用者に提供しているということも、図書館ならではの機能である。このような便利な機能は利用者にはあまり知られていない。図書館では、書架にある本を借りられるということ以外に、どんな機能を持っているのかを地道に住民に伝えていく必要がある。

もう一つ工夫したいのは、図書館が読書する人の交流の場を確保することである。今までも図書館で、読書会や文学講座は開催されてきている。それらは、参加者が同じ本を読んできてくることが前提であり、文学の知識を深めるものとして行われている。そこで本はテキストとして購入して読むことになる。参加者がそれらの講座に関わり、図書館を利用するとしたら、講座

関連の図書や同じ作家の他の作品を読むなどのことで、図書館の活用法が生まれる。

しかし提案したいのはもう一步進めた、図書館の本を触媒にした交流の場である。それを図書館の本を使って行う。

本は読んでみないとわからないことが多い。読むきっかけをつくる、情報交換の場を作ることで、今日の利用者だけでなく今後の利用が見込める人たちを取り込めるようになるのではないか。本を読む人全てが図書館を日常生活で必ず行く場所として認知していくと、図書館の活性化が望める。読んでいる人が来館することが図書館員への刺激になり、情報交換が生まれ、新しい視点が図書館に流入してくる。本を読む人の発言は選書の助けになり、読んだことのある人によって、図書館の蔵書に変化が表れ、将来的には蔵書内容の充実につながると期待できる。図書館は本を読む人と連携する姿勢が必要である。

第4章 公共図書館を育てる利用者

公共図書館のサービスについては、図書館を運営する側から語られることが多く、実際使っている利用者が図書館をどう活用していくのかの視点は、あまり語られてこなかった。

しかし、利用者が自発的に図書館の活用法を考えていくことこそが図書館を活性化させ、進むべき道を見出す手段ではないだろうか。

利用者の視点で注目したいのは、本を借りることへのモチベーションの保ち方である。私たちはこの一番の原点を軽んじてしまっているのではないか。ICTを駆使し、先進的な試みを求める前に、本を借りるという基本的なことを大切にこそ、更なる要求が生まれる。図書館が進化していくにはこの基本が守られ続ける必要がある

この基盤となる読書は自発的なものである。読みたい気持ちになることが何よりの読書への動機づけである。これはおとなも子どもも全ての人にあてはまる。この読書への意欲をどう生み出し保つのが重要である。この視点からの活動は図書館からの発信として、テーマブックなど様々な工夫が凝らされている部分でもある。図書館主体になると啓蒙活動となり強制的な印象を持たれがちであるが、発信を利用者にすることで、より読者に近い情報になる

利用者同士の情報交換の場を作る試みとしてカタリベカフェがある。カタリベカフェとは、ひとりの読書人として、カフェでお茶を飲みながら、好きな本のことをあれこれ気軽に語り合うようなイメージをもって名付けられた場である。これは名古屋市在住の大橋弘直氏が始めたものである。図書館においても以前から読書会は開かれてきたがカタリベカフェは、一般的な読書会と違ってひとつの本に関して読み深めるといった形式ではない。参加者が好きな本を持ち寄ってそれぞれがその本について語る。語り方にルールはなく その時の参加者の興味によってその場の話が広がっていく。本にとどまらずその関連の話になることもある。

カタリベカフェの特徴としてお茶を飲みながら行うという点があげられる。食事をしながら行うこともある。要するにリラックスした状態で話をするのである。このゆるい感じが参加者同士の緊張をほぐし、初対面でも話しやすい雰囲気生まれ、何より本に対する信頼感と本で

つながっている安心感を体感できる。

現在、筆者も大橋氏の姿勢に共感し、大橋氏の賛同のもと love book うえだ+カタリベカフェ⁴を運営し、2010年3月より月一回のペースで行っている。

現在までの特徴をあげると、予想以上にリピーターが多い。おもしろい本の情報が欲しいというニーズを感じる。

また、参加者の年齢層や性別が偏らない。そして持ち寄られる本のジャンルも幅が広く、偏りが無い。読書がその人の生活や好みに密着しているということを再確認できる。持ち寄られる本が自分の蔵書か図書館の蔵書かについても偏らない。そして図書館の本である場合、予約が容易にかけられるので、紹介された本を参加者が読む比率が高い。好きな本の話をする時の人は魅力的である。語り口のうまさではなく紹介者の魅力と本の魅力が響きあって、参加者は読みたい気持ちになる。

筆者自身カタリベカフェを運営し始めてから読みたい本があふれて読むのが間に合わないといった状況に陥っている。そして、読みきれないほど本があり、出会えていない本、見つけられていない本がたくさんある事実を再確認している。

この様に利用者の視点を生かす事は重要であるが、注意しなければならないことがある。近年、図書館友の会などの利用者による組織が生まれてきている。図書館の運営を充実させようとすると図書館側としては、人手が必要になる。そこで利用者の会からは、ボランティアとして図書館の運営を助けようという動きが出てくる。これらの動きは図書館運営者にとっては願ってもないことなので、講習会が持たれたり、ボランティア室が整備されたりして、急速に広まりつつある。

しかし、この動きは次第に図書館で働きたいという思いにつながっていくため、図書館での働き手つまりサービスする側を育てていることになる。スタート時は利用者の立場であっても徐々に図書館側の視点に変化していってしまう。これでは利用者が参加している効果を感じることができない。図書館は利用者と共に活性化を目指す事で活路が開けるのではないか。

そして、利用者の何を取り込んでいくのかを意識しないと、せっかくの利用者の参加が図書館の活性化につながらない。図書館を使う人たちが個として関わるだけでなく、利用者同士の交流の場を持つことが重要になる。読書を主体とした情報交換が公共図書館のあり方を考えていく意識を育てる。このことは、図書館を育てる新しい動きとして期待できる。

5. 有機体・人・図書館

以上のように利用者に注目してみると、利用者の視点で欠けている部分が見えてくる。それは、公共図書館は誰のものなのかということである。所有者は誰なのか。公共図書館は各自治体の税収入で運営されている。ということは、その所有者は住民であり、利用者の集合体ということなる。利用者は、所有者としての意識が薄いため、無料で借りていくことを負い目と感じたり、借りているのだからと受身一方になりすぎることもある。

一方で、所有者という意識が強すぎると、閉館日があることに不満を持ったり、借りたい本がすぐ借りられない事実を受け入れられない利用者もいる。公共図書館は、自分たちの共有財産だという自覚を持つことが必要である。利用者は図書館の所有者の一人としての意識を持ちたい。そして公共図書館が税金で運営されている以上、住民にとって必要かどうか評価される対象であることを知る必要がある。そして必要がどうかは、利用されているかどうかで判断される。その際目安とされるのは貸し出し冊数である。貸し出し冊数で必要性が計れるのかという意見もあろう。しかし、実際には、利用者が本を借りることと来館することで公共図書館の必要性が判断されているのである。利用者の行動は、この評価と直結しているのである。

では、利用者にとって公共図書館はなぜ必要なのだろう。本を借りるだけなら図書館でなくともいいはずである。催し物が行われる場ならば公民館や貸しホールでも代用できる。読書する人たちの動きからみても、図書館の無料の原則⁵だけが支持されているわけでもない。

love book うえだ+カタリベカフェの試みをして、そこから見えてきたことは、公共図書館は、本を仲立ちに人が出会っていく場であり、そこで出会う人を仲立ちに本に出会っていく場なのではないかということである。

公共図書館が地域の住民の出会いの場として活用されれば、人と人がつながることで、仕事やアイデアが生まれてくる。本を入りにすることで、信頼関係が生まれやすく、様々な価値観が受け入れられやすくなる。

また利用者が集い、信頼関係を築き、情報を交換することで、様々な角度から光があたり、埋もれてしまっていたそれぞれの本の魅力が見えてくる。それは、公共図書館が宝の山であることを再確認することにもつながる。

このように考えると公共図書館の必要性の第一は、“人との出会い”という役割である。本を読むことは、人との出会いでもある。図書館に集まる本および情報は匿名ではなく、発信者がわかるものである。主語のある意見として受け取ることができる。そして現在だけでなく過去にさかのぼってさまざまな意見を受け取ることができる。love book うえだ+カタリベカフェの試みのように、個々が支持する本について話し合う場があれば、本はより雄弁に読み手に働きかける。直接会うことで生まれる出会いと読書することで生まれる出会いが共鳴し合って図書館がより豊かな場所になっていけるのである。

第二は、生活に読書が欠かせないこと、すなわち“読書の必要性”であろう。読書という言葉は文学と深く結びついているので、誤解されやすいが、調べることも読書なしでは成り立たない。同じくインターネットも活字を追うという点では読書することにつながる。地域住民の読書の必要性を保障するために公共図書館が存在する。

そして第三として、“伝承していくこと”である。図書館は現在だけに留まる存在ではない。図書館が持っている、保存するという機能は、図書館にとって重要な部分である。保存は、伝承につながっている。そしてその伝承の恩恵は未来の利用者へのプレゼントである。私たちが今どんな本を読み支持しているか、図書館職員が今どんな本が重要だと考え蔵書構成したかが未来の図書館を使う人々が、たとえば今年2010年を知るための資料になる。図書館は今を生

きる私たちの共有財産であると同時に未来の住民とも共有する財産である。

だからこそ、ランガナタン博士の五法則⁶にあるように、図書館とは成長する有機体なのである。図書館は成長する生き物であり、社会情勢や時代のうねりを反映しつつ、さまざまな価値観を吸収し、保存し、伝えていくものである。図書館員だけでなく、利用者、職場体験やインターンシップなどの学生、ボランティア、など様々な立場で図書館に関わる人たちすべてが、公共図書館の将来に影響を与え、時代を超えていく後押しをしている。

図書館に関わる人は、図書館が有機体であることに注目し、個人の楽しみという視点だけにとらわれず、地域の共有財産だという意識を持つことが重要である。

特に、個人の図書館の利用の仕方が、図書館の未来を左右することも忘れるわけにはいかない。そのためには、図書館の必要性を利用者が自覚し、使っていくことが重要になる。そしてそれは、地域住民の自発性にかかっている。読書することで人とつながり、図書館を育てることの楽しみを多くの人が知ることによって図書館の未来が開けるのではないかと考える。図書館は人との関わりが何より重要である。地域の人々に支持され有機体図書館として成長していくことができるのである。

¹ 図書館法 第2章公共図書館（職員）

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

² 「公共図書館の設置及び運営上望ましい基準」1総則（1）趣旨 この基準は、図書館法（昭和25年法律第118号）第7条の2に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第三条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。（2）設置 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市（特別区を含む。以下同じ。）町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。

市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。）に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

- 3 平成 18 年 3 月文部科学省発表の『これからの図書館像』
- 4 「love book うえだ+カタリベカフェ」ブログ <http://lovebookueda.blog117.fc2.com/>
- 5 図書館法 第 2 章 公立図書館 第 17 条公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に對いかなる対価をも徴収してはならない。
- 6 ランガナタン博士の「図書館学の五法則」
 - 第一法則 本は利用するためのものである。
 - 第二法則 いずれの人にもすべて、その人の本を。
 - 第三法則 いずれの本にもすべて、その読者を。
 - 第四法則 読者の時間を節約せよ。
 - 第五法則 図書館は成長する有機体である。

参考文献

- ・ランガナタン S.R. 図書館学の五法則. 日本図書館協会, 1981, ISBN 4-8204-8105-3
- ・出版年鑑編集部編. 出版年鑑2010年版. 出版ニュース社, 2010, ISBN 978-4-7852-0139-5
- ・竹内愨. 図書館の歩む道. 日本図書館協会, 2010. (JLA 図書館実践シリーズ, 15), ISBN 978-4-8204-1000-3
- ・日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会. 図書館ハンドブック第6版補訂版. 日本図書館協会, 2010, ISBN 978-4-8204-0918-2
- ・日本図書館協会図書館調査事業委員会編. 日本の図書館: 統計と名簿 1995年版~2009年版. 日本図書館協会, 1996-2010.